

【一部訂正 令和6年9月19日厚生委員会】

| 請 願 文 書 表 | |
|---------------|--|
| 受理年月日 及び番号 | 令和6年9月2日 第18号 |
| 件 名 | 当面の間、マイナ保険証と現行の健康保険証を 両立するよう国への意見書提出に関する請願 |
| 請 願 者 | 文京区大塚三丁目36番7号 東京保健生活協同組合内 文京社会保障推進協議会 会長 山崎 広樹 外2490名 |
| 紹介議員 | 金子 てるよし |
| 請願の要旨 | 次頁のとおり |
| 付託委員会 | 厚生委員会 |

請願理由

改正マイナンバー法が令和5年6月2日に成立し、本年12月2日には現行の健康保険証の新規発行を停止して、マイナンバーカードに健康保険証機能を持たせる「マイナ保険証」への一本化が行われることが予定されている。

しかし、被保険者資格情報の誤登録をはじめ、マイナンバーカードの健康保険証利用に係るトラブルは依然として続いている。このような状況が継続することによって、いずれ異なる個人番号に基づいた診療や投薬により重大な医療事故が発生することにもつながりかねない。

一方、総務省が公表した「マイナンバーカードの交付・保有状況（令和6年7月）」によると、当文京区における人口に対する保有枚数率は72.9%とされ、区民の約4人に1人が未だにマイナンバーカードを保有していない状況である。また、厚生労働省が公表した「オンライン資格確認マイナ保険証の利用実績（令和6年7月）」によると、東京都におけるマイナ保険証の利用率は11.13%に留まっており、都民の88%超は現行の保険証を使用している。

このような保有率・利用率で、このまま12月2日に現行の健康保険証を廃止すれば、マイナンバーカードの保険証利用とオンライン資格確認システムが保険資格確認の手段として確実でないため、保険料を払っていても保険診療を受けられない人が生まれる懸念が否定できない。したがって、区民の医療機関受診に心配が残る現況を認めざるを得ない。

誰もが安心して、かつ安全に医療を受けることを保障する、わが国の国民皆保険制度を維持・存続するために、政府の冷静で慎重な判断が求められている。

上記の現況に鑑み、国に対し、令和6年12月2日実施予定の現行の健康保険証廃止を延期することを含め当分の間存続し、マイナ保険証と両立するよう、文京区として意見書を提出いただくよう要望いたします。

請願事項

- 1 2024年12月から始まる健康保険証の廃止を中止し、当面の間、マイナ保険証と現行の健康保険証との両立を求めるように、国に意見書を提出してください。